

千葉県若葉区告示第26号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ、その送達を受けるべき方の住所及び居所が明らかでないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は、千葉県若葉保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年6月17日

千葉県若葉区長 古屋朗子

送達する書類名	件数
令和8年5月返送分の介護保険料督促状	19件

通知書番号	住所	氏名
-------	----	----

西脇 和彦

通知書番号	住所	氏名
-------	----	----



秋山 力男
 伊藤 利定
 富沢 春雄
 谷 満夫
 秋田 房利
 古川 正美
 仙臺 春治
 菅原 欣市
 吉田 義美
 大網 省治
 井川 昌夫
 中村 保
 矢野 芳夫
 本多 広司
 矢野 義隆
 荒井 広彦

通知書番号	住所	氏名
-------	----	----

鈴木 博

通知書番号	住所	氏名
-------	----	----

伊藤 正徳